

# 商品概要説明書

## わかばプライムプラン<教育>

2024年4月1日現在

ご利用いただける方(借入条件)	次の条件を満たしている個人を対象といたします。 ・当金庫の会員、または会員資格を有し、申込時年齢が満20歳以上の個人の方 ・安定した収入のある方 ・申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが条件を満たす方	
	対象ローン	対象ローンの条件
	① ・わかばカーライフプラン・わかば教育ローン ・わかばリフォームローン・わかば無担保住宅ローン ・わかばプライム(リピート)プラン(カーライフ、教育、リフォーム、無担保住宅) ・わかばローン ・住宅ローン(しんきん保証基金保証付) ・わかば職域サポートローン	次のいずれかに該当する方 ・貸付実行日から6ヶ月以上経過し、かつ直近3ヶ月の約定返済が行われている方 ・完済して3年以内の方
② ・カードローン	次のいずれかに該当する方 ・契約中 ・新規契約する(プライムプラン(教育)の貸付実行以前(同日を含む)に契約する)方	
・本件ローン申込みをしんきん個人ローンインターネット申込受付システム(ネットシステム)で行った方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・申込時に、申込人本人における ①給与振込 ②公共料金(電気・電話・水道・ガス(プロパンガスを含む)・NHK)3種目以上(クレジット決済も可) ③カードローン「おてがる」 ④しんきんカードのうち、2項目以上のお取引のある方 なお、②、③、④のお取引については、新規のご契約も可		
お使いみち	・申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 ①就学する学校等への1年分の納付金 ②就学にかかる1年分の付帯費用(100万円以内) ③申込人が①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※上記①および②は、申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済み資金も可	
ご利用限度額	・1万円以上1,000万円以内(1万円単位)	
ご利用期間	・固定金利型 6ヶ月以上5年以内(1ヶ月単位) <span style="margin-left: 100px;">・変動金利型                  6ヶ月以上16年以内(1ヶ月単位)</span>	
ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。 ・固定金利型・変動金利型をご選択いただけますが、ご利用期間が5年を超える場合は、変動金利型となります。	

# 商品概要説明書

## わかばプライムプラン<教育>

2024年4月1日現在

ご融資利率	<p>&lt;&lt;変動金利型における金利変動の基準と頻度&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>借入後の利率は、ご利用期間が5年以内の場合は当金庫中期最優遇貸出金利の、5年超10年以内の場合は当金庫長期最優遇貸出金利の、10年超の場合は当金庫超長期最優遇貸出金利の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。</li><li>変更後の新利率は、ご利用期間が5年以内の場合は当金庫中期最優遇貸出金利の、5年超10年以内の場合は当金庫長期最優遇貸出金利の、10年超の場合は当金庫超長期最優遇貸出金利のそれぞれの改定日から1ヵ月後の応当日を経過し、最初に到来する約定返済日の翌日以降に適用させていただきます。</li></ul>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>毎月元金均等または元利均等割賦返済(卒業予定月まで元金返済据置可)</li></ul> ※融資金額の50%以内の金額については、6ヵ月ごとのボーナス返済併用もご利用いただけます。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"><li>(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、保証人、担保は必要ございません。</li></ul>
保証料	<ul style="list-style-type: none"><li>(一社)しんきん保証基金が定める保証料は、ご融資利率に含まれます。</li></ul>
返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"><li>返済額の試算は、窓口またはホームページでご照会ください。</li></ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>別紙「貸出条件変更等に伴う手数料一覧表」の通りの手数料が必要となります。</li></ul>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>&lt;苦情処理措置&gt;</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時~17時、電話:0162-22-0625)にお申し出ください。</p> <p>&lt;紛争解決措置&gt;</p> <p>札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。</li></ul> 結果によってはご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。 <ul style="list-style-type: none"><li>お使いいただく資金については、原則、支払先へお振込みいたします。</li><li>現在の融資利率につきましては、窓口へお問合わせください。</li></ul>